

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2023年3月10日
【会社名】	株式会社キムラタン
【英訳名】	KIMURATAN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清川 浩志
【本店の所在の場所】	神戸市中央区京町83番地 三宮センチュリービル
【電話番号】	078 - 806 - 8234(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 木村 裕輔
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区京町83番地 三宮センチュリービル
【電話番号】	078 - 806 - 8234(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 木村 裕輔
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 200,004,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	9,524,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 2023年3月10日開催の当社取締役会決議によります。
2 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	9,524,000	200,004,000	100,002,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	9,524,000	200,004,000	100,002,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。なお、発行価額の総額を金銭以外の財産の現物出資による方法(デット・エクイティ・スワップ(以下「DES」といいます。))により割当てます(以下「本新株式発行」といいます。)
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、100,002,000円であります。
- 3 現物出資財産の内容
清川浩志氏が2022年9月30日付で当社との間で締結した金銭消費貸借契約書に基づき当社に対し貸付けた金銭債権の元本225,000,000円(以下「本貸付債権」といいます。)のうち200,004,000円を対象として新株式の割当を行います。
現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又は専門家による調査を要しないこととされております(会社法第207条第9項第5号)。ただし、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、現物出資の対象となる貸付金元本債権の弁済期を、払込期日(2023年3月27日)において、本新株式発行を実施する時点とすることを合意しております。このため本新株式発行における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行いません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
21	10.5	100株	2023年3月27日	-	2023年3月27日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の概要については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
- 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の金額であります。
- 3 金銭以外の財産の現物出資(DES)による払込みについては、申込期間に現物出資の目的となる当社に対する金銭債権を払込期日付で払込に充当する旨を募集株式総数引受契約にて合意することにより、現物出資の目的とされた当社に対する金銭債権は、払込期日に本新株式の払込に充当されます。

- 4 申込期間内に、本新株式発行の割当予定先から申込みがない場合は、本普通株式に係る割当は行われな
こととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社キムラタン 管理本部	神戸市中央区京町83番地

(4) 【払込取扱場所】

金銭以外の財産の現物出資の方法としているため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	2,035,000	-

- (注) 1 発行諸費用の概算額は、調査費用17万円、登記費用78万円、株式上場手数料18万円、有価証券届出書作成費用45万円及び株式事務手数料45万円の合計です。
2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本新株式発行は、金銭以外の財産の現物出資(D E S)の方法によるものであるため、手取額はありません。

(本貸付債権の発生経緯等)

借入先	清川浩志
借入金額	2億25百万円
借入実行日	2022年9月30日
返済期日(当初)	2025年9月30日
金利	固定金利
担保の状況	無担保

本貸付債権の借入実行日、金額、資金使途及び支出時期は、下表のとおりですが、当社代表者である清川浩志氏が2019年6月に代表取締役就任し経営再建に取り組み始めた直後の2019年8月から10月において、キャッシュ・フローの赤字が継続している状況下に運転資金として借入れたもの、及び新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下の売上減少に伴うキャッシュ・フローの悪化を補うために2020年5月に借入れたものであります。借入期間はいずれも1年間で、期日に借換えを行ってきましたが、2022年9月30日付で契約内容を更新し期間3年間の長期借入れとして契約を締結したものであります。

なお、本貸付債権は、清川浩志氏の自己資金が原資であります。

当初借入実行日	借入金額	返済期間	資金使途	支出時期
2019年8月27日	100百万円	1年間	仕入・諸経費支出	2019年8月～9月
2019年10月11日	50百万円	1年間	仕入・諸経費支出	2019年10月
2019年10月18日	50百万円	1年間	仕入・諸経費支出	2019年10月
2020年5月29日	25百万円	1年間	仕入・諸経費支出	2020年6月

(本新株式発行の理由)

当社は、ベビー・子供アパレルの専門メーカーとして、創業以来、今日まで一貫して自社オリジナルの企画・デザインにこだわり、常に質の高い製品の提供を目指してまいりました。

しかしながら、近年のベビー・子供アパレル業界を取り巻く環境は、少子化による市場規模の縮小、消費者の強い節約志向や価格競争の激化、さらには新型コロナウイルスの影響が加わり、非常に厳しい状況が続いており、当社は2016年3月期以降、継続的に損失を計上しており、当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況の中、当社グループでは、2023年3月期を抜本的な構造改革の年として、2022年2月14日公表の「事業ポートフォリオの転換に関するお知らせ」に記載のとおり、当社アパレル事業の大幅縮小による多額の赤字の解消と、不動産事業の拡大による安定的な収益基盤の確保を柱とする全社的な事業構造改革に取り組んでまいりました。

アパレル事業の縮小につきましては、2022年12月までに全国に展開する208店舗の閉鎖を計画し、2022年5月より順次店舗の閉鎖を実施するとともに、閉店セール及びEC販路を活用した在庫の徹底消化とキャッシュ・フローの最大化に取り組んでまいりました。

本社人員体制のスリム化につきましては、事業縮小によるブランドの絞り込み、業務範囲の見直し等を推し進め、当第3四半期末までに2022年2月時点の人員数に対し約52%のスリム化を図ってまいりました。

一方、不動産事業の拡大につきましては、2022年2月14日及び同年4月1日に公表いたしましたとおり、4月1日付で全国に約70の収益物件を所有する株式会社キムラタンエステート(旧和泉商事有限会社)の株式取得が完了し、子会社化いたしました。

当第3四半期連結累計期間の売上高は、アパレル事業では店舗販売が既存ベースで堅調な推移ながらも店舗数の減少に伴い事業全体では減収となりましたが、一方で事業ポートフォリオ転換により不動産事業が大幅拡大となったことにより、前年同期比2.4%増の31億3百万円となりました。

売上総利益率は、アパレル事業において、円安の進行によるコスト増に加え、持越し在庫の完全消化を優先課題として、閉店セールでの値引率を大幅に深め徹底消化を図った結果、前年同期に対し16.8ポイント減の30.8%となり、売上総利益額は前年同期比33.9%減の9億54百万円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、不動産事業の拡大に伴う経費の純増と、不動産事業のM&Aに伴う株式取得関連費用1億49百万円や後記のシンジケートローン契約に伴う登記費用30百万円等の一時費用及びのれん償却額70百万円の計上が増加要因となりましたが、一方でアパレル事業の経費については、店舗閉鎖や本社スリム化など事業の縮小による人件費の減少、店舗家賃の減少等により大幅減となったことから、全社ベースでは前年同期比7.1%減の16億77百万円となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の営業損失は、在庫一掃に向けた粗利益率の低下に加え、前掲の一時費用の負担が重く、7億22百万円(前年同期は営業損失3億60百万円)となりました。経常損失は、急激な円安の進行により為替差損22百万円を計上したことや、2022年9月22日付「シンジケートローン契約締結に関するお知らせ」において公表のシンジケートローン契約締結に伴うアレンジメントフィー等の借入手数料1億45百万円の計上等により9億76百万円(前年同期は経常損失3億74百万円)となり、親会社株主に帰属する四半期純損失は9億88百万円(前年同期は四半期純損失3億87百万円)となりました。

その結果、当第3四半期連結会計期間末の純資産は、2022年6月3日開催の取締役会決議に基づく新株式の発行(D E S)による資本金及び資本剰余金の増加8億9百万円と、第16回新株予約権の権利行使(94,000個)による増加1億73百万円があったものの、多額の赤字計上により前連結会計年度末と比べ、19百万円減少の1億円となり、期末の自己資本比率は1.0%となりました。

アパレル事業の縮小については当第3四半期までに概ね計画どおりに進捗しており、第4四半期以降は全社ベースで黒字転換を見込んでおりますが、一方で2023年1月30日に公表いたしました「(開示事項の変更)子会社の事業縮小の中止並びに子会社に対する債権放棄及び子会社の異動を伴う株式譲渡に関するお知らせ」に記載のとおり、子会社中西株式会社の株式譲渡及び同社に対する貸付金債権の一部放棄に伴って発生する損失を2023年3月期に計上する予定であります。

そのため、現状のままでは、当社が借入人となっておりますシンジケートローンの財務制限条項に抵触する懸念が高まっており、足元の財務健全化、自己資本の増強が喫緊の課題であります。

シンジケートローンの財務制限条項により、当社は、借入期間である2022年9月30日までの間において、当社連結貸借対照表における純資産の部の金額を2022年3月末日における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること、当社連結損益計算書における経常利益を2期連続して損失としないことが義務付けられています。

上記につきましても、2023年3月期は遺憾ながら経常赤字計上の見通しではありますが、2024年3月期においては、既にアパレル事業の大幅縮小が計画どおりに完了しており、これまでの多額の赤字の原因そのものが排除されていること、不動産事業については2023年3月期に引き続き安定的な利益計上を見込んでいることから、通期での黒字を見込んでおり、当該財務制限条項には抵触しないものと考えております。

他方で、上記に基づき、2023年3月期の連結貸借対照表における純資産の部の金額を、2022年3月期の75%以上に維持することが義務付けられており、万が一にもかかる義務に違反した場合、シンジケートローン自体の期限の利益を喪失する可能性があることから、当該財務制限条項への抵触を回避するための措置が喫緊の重要課題であると認識しております。

そのためには別途の資本増強が必要不可欠であり、期末日までに確実に実行できる方法について検討を進めてまいりましたが、当社代表取締役である清川浩志氏が当社に対する貸付金の一部を株式化することで債務の軽減と同時に資本増強を図ることは、確実性の高い方法であり、かつ将来の企業価値の向上に資するものであるため、自身で新株式を引き受けたいとの意向を示されました。当社は、期末日までの資本増強の必要性、スケジュール、実行の確実性、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載している清川浩志氏を割当先とすることの妥当性について総合的に検討した結果、同氏に新株式を割当てることといたしました。

今般のD E Sにより、財務制限条項への抵触を回避するとともに財務健全化を実現し、将来に向けて企業価値の回復と向上を図ることで、株主の皆様をはじめステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	氏名	清川浩志
	住所	兵庫県芦屋市
	職業の内容	株式会社レゾンディレクション 代表取締役 株式会社キムラタン 代表取締役
b. 当社と割当予定先との関係	出資関係	清川浩志氏は、当社の筆頭株主であり、当社の大株主である株式会社レゾンディレクションの代表者であります。
	人事関係	清川浩志氏は、当社の代表取締役社長であります。
	資金関係	本貸付債権2億25百万円の他、2022年4月1日付で40百万円(当初借入額13億円。返済期日:2023年9月30日)、2022年7月15日付で25百万円(返済期日:2023年3月31日)、2022年7月29日付で90百万円(返済期日:2023年3月31日)、2022年9月30日付で2億30百万円(返済期日:2025年9月30日)を借入れており、総額6億10百万円を借入れております。(注)
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

c. 割当予定先の選定理由

当社代表取締役である清川浩志氏が、自身で新株式を引き受けたいとの意向を示され、検討の結果、同氏に新株式を割当てることといたしました。これは、清川氏が、当社代表取締役として財務基盤の強化を図り、経営再建と将来の企業価値の向上を確実に果たしていくという強い決意から本貸付債権の株式化を申し出られたものであり、当社が同氏を割当予定先として選定することは、当社企業価値の向上に資するものであり適切であると判断いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株式発行 9,524,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先からは、本新株式発行により割当てる株式の保有方針について、長期に保有する意向であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先との間において、割当予定先が本新株式について払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であり、内諾を得ております。

f. 払込みに要する資金等の状況

本新株式発行は、全株式を払込に代えてD E Sの方法によりますので、該当ありません。

なお、現物出資の目的となる本貸付債権の借入実行日、金額、資金用途及び支出時期は、下表のとおりですが、当社代表者清川浩志氏が2019年6月に代表取締役役に就任し経営再建に取り組み始めた直後の2019年8月から10月において、キャッシュ・フローの赤字が継続している状況下に運転資金として借入れたもの、及び新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下の売上減少に伴うキャッシュ・フローの悪化を補うために2020年5月に借入れたものであります。借入期間はいずれも1年間で、期日に借換えを行ってきましたが、2022年9月30日付で契約内容を更新し期間3年間の長期借入れとして契約を締結したものであります。本貸付債権のうち、200,004,000円が現物出資として本新株式発行の払込に充当され、残余の25百万円については貸付金として残ります。

なお、本貸付債権は、清川浩志氏の自己資金が原資であります。

当初借入実行日	借入金額	返済期間	資金用途	支出時期
2019年8月27日	100百万円	1年間	仕入・諸経費支出	2019年8月～9月
2019年10月11日	50百万円	1年間	仕入・諸経費支出	2019年10月
2019年10月18日	50百万円	1年間	仕入・諸経費支出	2019年10月
2020年5月29日	25百万円	1年間	仕入・諸経費支出	2020年6月

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先より割当予定先が反社会的勢力と一切関わりがない旨の確約書を入手しております。当社においても、割当予定先、割当予定先が代表者を務める企業及びその役員が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂2-8-11 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼し、2023年3月6日付の調査報告書を受領しました。その結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式の発行価格は、本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日(2023年3月9日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値21円を基準とし、1株につき21円といたしました。

当該発行価格は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である21.26円に対しては(1.22%のディスカウント)、直前3ヶ月間の終値の平均値である21.05円に対しては(0.24%のディスカウント)、直前6ヶ月間の終値の平均値である21.13円に対しては(0.62%のディスカウント)となります。

本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日の終値を基準とした理由は、算定時に最も近い時点の市場価格であり、現時点における当社株式価値を適正に反映しているものと判断したためであります。

かかる発行価格については、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であること」とする、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、割当予定先に特に有利な発行価格に該当しないものと判断しております。

なお、当社の監査役3名全員(うち社外監査役2名)から、本新株式の発行価格は、上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」等に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

第三者割当により発行される株式数は9,524,000株(議決権数は95,240個)で、発行決議日現在の当社発行済株式総数193,660,410株に対する比率は4.92%、発行決議日現在の当社議決権総数1,936,241個に対する比率は4.92%であります。

また、前記「1割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、本新株式発行により取得した当社株式9,524,000株については、長期的に保有する意向であり、本新株式発行による株式数の増加が市場の流動性に影響を与える可能性は低いものと考えております。

もとより、本新株式発行により財務体質の健全化を図ることは、既存株主の利益に資するものであり、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本新株式発行により、大株主の状況が次の通り変動する見込みであります。

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式数 (株)	割当前の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
清川 浩志	兵庫県芦屋市	56,294,400	29.45	65,818,400	32.80
株式会社レゾンディレクション	兵庫県尼崎市御園町5	14,700,000	7.69	14,700,000	7.33
吉丸 昌宏	東京都武蔵野市	8,888,800	4.65	8,888,800	4.43
大都長江投資事業有限責任組合	東京都豊島区北大塚3丁目34番1号	7,044,600	3.69	7,044,600	3.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町3丁目11番3号	5,896,900	3.09	5,896,900	2.94
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C USL NON-TREATY CEO MICHAEL O' GRADY (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	4,543,600	2.38	4,543,600	2.26
株式会社ファミリーショップワタヤ	福島県双葉郡双葉町大字新山字北広町9	4,010,000	2.10	4,010,000	2.00
澤田 秀雄	東京都渋谷区	3,217,200	1.68	3,217,200	1.60
宝天大同	兵庫県神戸市北区山田町下谷上字箕谷3-1	1,454,400	0.76	1,454,400	0.72
楽天株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	864,900	0.45	864,900	0.43
計	-	106,914,800	55.94	116,438,800	58.03

(注) 1 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2022年9月30日現在の株主名簿上の株式数(総議決権数1,911,241個)を基準としております。

2 今回の割当予定先以外の株主の所有議決権数の割合については、2022年9月30日の所有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

3 割当後の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の各株主の所有株式数に係る議決権の数を、2022年9月30日現在の総議決権数(1,911,241個)に、本新株式発行による交付株式数9,524,000株に係る議決権数(95,240個)を加えた、総議決権数(2,006,481個)で除して算出した数値であります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出後、本有価証券届出書提出日(2023年3月10日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2023年3月10日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

2 臨時報告書の提出

当社は、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2023年3月10日)までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

(2022年6月30日提出)

1 提出理由

当社は、2022年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 決議事項の内容

議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更する。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設する。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設する。

株主総会資料の電子提供制度の導入後、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除する。

上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設ける。なお、本附則は期日経過後に削除する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
議案 定款一部変更の件	809,704	10,611	0	(注)	可決 98.71

(注) 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の2/3の賛成による。

(2023年3月3日提出)

1 提出理由

当社は、2023年1月30日開催の取締役会において、当社の特定子会社の異動を伴う株式譲渡を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第3号、第11号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1 特定子会社の異動に関する事項

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 中西株式会社
住所 : 大阪府大阪市天王寺区真田山町2番2号
代表者の氏名 : 代表取締役 清川浩志
資本金 : 20百万円
事業の内容 : ベビー・子供向け服飾雑貨の製造、販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主数等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 4個

異動後 : -個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 100%

異動後 : 0%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

連結子会社中西株式会社について、海外での製造コスト上昇に伴う粗利益率の低下、2023年3月期における急激な円安により、足元の業績は非常に厳しい状況にありますが、中西の同業者である株式会社キャプテン・ユーにおいては、今後の販路拡大や同社のノウハウを活用したコスト削減によるシナジーに期待ができるとのことで、同社より中西株式会社の事業を引き継ぎたい旨の申入れがあり、2023年1月30日開催の取締役会において、当社が保有する中西株式会社の全株式を株式会社キャプテン・ユーに譲渡することを決定いたしました。

異動の年月日

2023年1月30日

2 債権の取立不能又は取立遅延に関する事項

(1) 当該債務者の名称、住所、代表者の氏名、資本金

名称 : 中西株式会社
住所 : 大阪府大阪市天王寺区真田山町2番2号
代表者の氏名: 代表取締役 清川浩志
資本金 : 20百万円

(2) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当社は2023年1月30日開催の取締役会において、同社に対する貸付金の一部及び未収利息について債権放棄することといたしました。

(3) 当該債務者に対する債権の種類及び金額

貸付金及び未収利息 164百万円

(4) 当該事実が当該提出会社の事業に及ぼす影響

当該債権放棄につきましては、2023年3月期の個別決算において、特別損失を計上する予定です。なお、2023年3月期の連結損益に与える影響額は現在精査中であります。

3 当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象に関する事項

(1) 当該事象の発生日

2023年1月30日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

2023年1月30日開催の取締役会において、当社の連結子会社である中西株式会社の全株式を株式会社キャプテン・ユーに譲渡することを決定いたしました。加えて本株式譲渡を進めるにあたり、当社の中西株式会社に対する貸付金の一部及び未収利息について債権放棄することを決定いたしました。これらに伴い2023年3月期の連結・個別決算において特別損益を計上する予定であります。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響

2023年3月期の個別決算においては、関係会社株式売却損として29百万円、および債権放棄による特別損失として164百万円を計上する予定であります。なお、2023年3月期の連結損益に与える影響額は現在精査中であります。

(2023年3月3日提出)

1 提出理由

当社の取引先である株式会社ピーリンクが、2023年2月3日付で破産手続開始決定を受けたことに伴い、同社に対する債権について、取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第11号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1 債権の取立不能又は取立遅延に関する事項

(1) 当該債務者の名称、住所、代表者の氏名、資本金

名称 : 株式会社ビーリンク
住所 : 神戸市中央区琴ノ緒町5丁目7番18号
代表者の氏名 : 代表取締役 萩田真史
資本金 : 60百万円

(2) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

2023年2月3日付で神戸地方裁判所において、同社について破産手続開始決定がなされたことにより、同社に対する債権の取立不能又は取立遅延のおそれが生じておりますが、当該開始決定通知は当社には送達されておらず、2023年2月21日に当該開始決定書の写しを、本件の破産管財人から当社顧問弁護士を通じて入手したことにより、同社に対する債権の取立不能又は取立遅延のおそれがあると判断したものであります。

(3) 当該債務者に対する債権の種類及び金額

敷金返還請求権 39百万円

(4) 当該事実が当該提出会社の事業に及ぼす影響

2023年3月期決算において引当処理を行う予定です。他方で、2022年3月期決算において同社との間の貸借契約に関し中途解約をする場合を想定した引当処理を行っており、本件が2023年3月期決算に与える影響額は、現時点では未定であります。なお、当社物流倉庫は、2023年1月30日に外部委託先に移転しており、今後の物流業務に関し支障はありません。

2 当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象に関する事項

(1) 当該事象の発生日

2023年2月21日(破産手続開始決定書の写しの入手日)

(2) 当該事象の内容

当社の取引先である株式会社ビーリンクの破産手続開始決定が、2023年2月3日付で神戸地方裁判所においてなされ、2023年2月21日に当該開始決定書の写しを、本件の破産管財人から当社顧問弁護士を通じて入手したことにより、同社に対する債権である敷金返還請求権39百万円の取立不能又は取立遅延のおそれがあると判断したものであります。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響

2023年3月期決算において引当処理を行う予定です。他方で、2022年3月期決算において同社との間の貸借契約に関し中途解約をする場合を想定した引当処理を行っており、本件が2023年3月期決算に与える影響額は、現時点では未定であります。なお、当社物流倉庫は、2023年1月30日に外部委託先に移転しており、今後の物流業務に関し支障はありません。

(2023年3月8日提出)

1 提出理由

当社は、2023年3月3日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第3号、第11号、第12号及び第19号の規定に基づき提出いたしました当社の特定子会社の異動を伴う株式譲渡に関する臨時報告書について、記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

1 特定子会社の異動に関する事項

- (2) 当該移動前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主数等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

3 訂正箇所

訂正箇所は____を付しております。

(訂正前)

- (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主数等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：4個

異動後：-個

(訂正後)

- (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主数等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：400個

異動後：-個

3 資本金の増減

「第四部 組込情報」の第59期有価証券報告書に記載の資本金は、当該有価証券報告書提出日(2022年6月30日)以降、本有価証券届出書提出日(2023年3月10日)までの間において、以下のとおり変化しています。

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2022年6月20日 (注)1	36,800	184,260	404,800	2,607,900	404,800	1,925,982
2022年6月29日 (注)2	4,400	188,660	42,548	2,650,448	42,548	1,968,530
2022年9月22日 (注)2	2,500	191,160	22,925	2,673,373	22,925	1,991,455
2022年12月19日 (注)2	2,500	193,660	22,925	2,696,298	22,925	2,014,380

(注)1 有償第三者割当

発行価格 22円

資本組入額 404,800,000円

割当先 清川浩志

- 2 新株予約権の行使による増加であります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第59期)	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	2022年6月30日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第60期第3四半期)	自 2022年10月1日 至 2022年12月31日	2023年2月13日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月27日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

監査法人Ks Lab.

大阪府大阪市

指定社員

公認会計士 松岡 繁郎

業務執行社員

指定社員

公認会計士 平松 了

業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キムラタンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタン及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2014年3月期より継続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当連結会計年度において564百万円の営業損失及び892百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年3月31日の取締役会において、代表取締役清川浩志より資金の借入を行うことを決議し、2022年4月1日付で借入を実行している。また、2022年4月1日に和泉商事の全株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

「商品及び製品」の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社キムラタンの当連結会計年度の連結貸借対照表において、「商品及び製品」1,217百万円及び「原材料及び貯蔵品」32百万円が計上されている。これらの合計金額の連結総資産に占める割合は48.3%程度である。</p> <p>このうち「商品及び製品」1,205百万円はアパレル事業の衣料品であり、連結総資産の46.6%を占めている。</p> <p>連結財務諸表に係る【注記事項】の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)の「4.会計方針に関する事項(1)重要な資産の評価基準及び評価方法 棚卸資産」に記載のとおり、棚卸資産の評価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としている。また、営業循環過程から外れた滞留在庫については、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げの方法を採用している。</p> <p>アパレル事業衣料品の販売価額は、気候、消費者の嗜好及び経済状況等の外部環境の変化を踏まえて開催されるセール販売の有無及び実施時期により影響を受ける。また、滞留在庫の販売可能性についても経営者の重要な判断が伴う。</p> <p>当連結会計年度においては、「第2 事業の状況 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (3)優先的に対処すべき事業場及び財務上の課題 1.事業ポートフォリオの転換 (1)アパレル事業の縮小」に記載されているとおり、約220店舗の実店舗のうち、約210店舗の退店、また退店計画に沿ったセールの実施における現有在庫の消化を計画している。</p> <p>以上から、当監査法人は、アパレル事業の「商品及び製品」のうち衣料品の評価が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、アパレル事業における衣料品の「商品及び製品」に関する評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 「商品及び製品」の評価に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に棚卸資産の評価に利用する情報の正確性及び網羅性に焦点を当てた。</p> <p>(2)在庫評価の合理性の検討 ・過年度における正味売却価額の見積りと実績とを比較し、その差異原因について、検討することで、経営者による見積りの精度を評価した。 ・滞留在庫の評価に関する経営者の判断の前提及び合理性を評価した。 ・滞留期間を算定する基礎となる「商品及び製品」の販売期別明細データに含まれる販売期に異常な操作の兆候の有無を評価した。 ・物流センター、本社及び保管倉庫への棚卸立会時及び店舗視察において商品に品質劣化がないかどうかを確かめた。</p> <p>(3)退店セールにおける現有在庫の消化計画の妥当性の評価 ・アパレル店舗の退店計画に沿ったセールの実施計画及びその主要な仮定について経営者に質問した。 ・過去に実施された退店セールの実績から、正味売却価額が取得価額を下回る可能性について検討した。 ・在庫消化計画について、過去に実施された退店セールの実績と前年同期間の在庫消化実績とを比較して妥当性を検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

その他の事項

会社の2021年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2021年6月25日付けで無限定適正意見を表明している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キムラタンの2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社キムラタンが2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月27日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

監査法人Ks Lab.

大阪府大阪市

指定社員

公認会計士 松岡 繁郎

業務執行社員

指定社員

公認会計士 平松 了

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キムラタンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタンの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2014年3月期より継続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当事業年度において520百万円の営業損失及び854百万円の当期純損失を計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年3月31日の取締役会において、代表取締役清川浩志より資金の借入をおこなうことを決議し、2022年4月1日付で借入を実行している。また、2022年4月1日に和泉商事の全株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

「商品及び製品」の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社キムラタンの当事業年度の貸借対照表において、「商品及び製品」982百万円及び「原材料及び貯蔵品」29百万円が計上されている。これらの合計金額の総資産に占める割合は49.1%程度である。</p> <p>このうち「商品及び製品」970百万円はアパレル事業の衣料品であり、総資産の47.1%を占めている。</p> <p>財務諸表に係る【注記事項】(重要な会計方針)3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法に記載のとおり、棚卸資産の評価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としている。また、営業循環過程から外れた滞留在庫については、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げる方法を採用している。</p> <p>アパレル事業衣料品の販売価額は、気候、消費者の嗜好及び経済状況等の外部環境の変化を踏まえて開催されるセール販売の有無及び実施時期により影響を受ける。また、滞留在庫の販売可能性についても経営者の重要な判断が伴う。</p> <p>当事業年度においては、「第2 事業の状況 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (3)優先的に対処すべき事業場及び財務上の課題 1. 事業ポートフォリオの転換 (1)アパレル事業の縮小」に記載されているとおり、約220店舗の実店舗のうち、約210店舗の退店、また退店計画に沿ったセールの実施における現有在庫の消化を計画している。</p> <p>以上から、当監査法人は、アパレル事業の「商品及び製品」のうち衣料品の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、アパレル事業における衣料品の「商品及び製品」に関する評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>「商品及び製品」の評価に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に棚卸資産の評価に利用する情報の正確性及び網羅性に焦点を当てた。</p> <p>(2) 在庫評価の合理性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度における正味売却価額の見積りと実績とを比較し、その差異原因について検討することで、経営者による見積りの精度を評価した。 ・滞留在庫の評価に関する経営者の判断の前提及び合理性を評価した。 ・滞留期間を算定する基礎となる「商品及び製品」の販売期別明細データに含まれる販売期に異常な操作の兆候の有無を評価した。 ・物流センター、本社及び保管倉庫への棚卸立会時及び店舗視察において商品に品質劣化がないかどうかを確かめた。 <p>(3) 退店セールにおける現有在庫の消化計画の妥当性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アパレル店舗の退店計画に沿ったセールの実施計画及びその主要な仮定について経営者に質問した。 ・過去に実施された退店セールの実績から、正味売却価額が取得価額を下回る可能性について検討した。 ・在庫消化計画について、過去に実施された退店セールの実績と前年同期間の在庫消化実績とを比較して妥当性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

その他の事項

会社の2021年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2021年6月25日付けで無限定適正意見を表明している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年2月13日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

監査法人Ks Lab.

大阪府大阪市

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松岡繁郎指定社員
業務執行社員 公認会計士 平松了

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キムラタンの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キムラタン及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2014年3月期より継続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当第3四半期連結累計期間において722百万円の営業損失及び988百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失を計上している。また、2022年12月31日現在において四半期連結貸借対照表上、流動負債が流動資産を超過している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年1月30日開催の取締役会において、連結子会社である中西株式会社に対する債権放棄及び会社が保有する中西株式会社の全株式を譲渡することについて決議を行い、同日株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。